

国の債権に係る情報の公表

文部科学省所管（一般会計）

歳入金債権の発生額及び消滅額等の推移

(単位:百万円)

	令和3年度								令和4年度								令和5年度							
	管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額				管理対象債権額				消滅額			
	前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分		前年度以前発生未消滅債権分		本年度発生分		前年度以前発生分		本年度発生分	
合計	3,134,397	2,929,245	205,152	203,385	101,856	141	101,529	-	3,100,619	2,931,336	169,283	200,290	132,513	0	67,776	-	3,088,133	2,938,643	149,489	231,166	182,003	40	49,163	-
備考	■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 3,032,397 (目)返納金債権 75,468 (目)諸納付金債権 11,884 (目)独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権 5,702				■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 101,447 (目)返納金債権 75,445 (目)諸納付金債権 11,884 (目)独立行政法人日本スポーツ振興センター納付金債権 5,702				■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 3,032,397 (目)返納金債権 45,688 (目)独立行政法人納付金債権 10,138				■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 132,184 (目)返納金債権 45,614 (目)独立行政法人納付金債権 10,138				■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 3,000,522 (目)返納金債権 23,301 (目)諸納付金債権 39,794				■主なもの (目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権 143,640 (目)返納金債権 23,253 (目)諸納付金債権 39,794			

※消滅額の項中「うち不納欠損額」は、歳入徴収官事務規程(昭和二十七年大蔵省令第四百一十一号。)第二十七条第一項各号に該当する金額の合計額であり、消滅額の内数。

歳入金債権の年度末現在額の推移

(単位:百万円)

債権の種類	令和3年度末現在額									令和4年度末現在額									令和5年度末現在額								
	一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分			一般分(徴収停止分を除く。)						徴収停止分		
	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		合計		本年度発生債権分	前年度以前発生債権分			
	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額	履行期限到来額	履行期限未到来額			履行期限到来額	履行期限未到来額	
(部)政府資産整理収入	2,930,950	-	103,599	-	2,827,350	-	2,930,950	-	2,900,218	-	101,453	-	2,798,765	-	2,900,218	-	2,856,881	-	100,303	-	2,756,578	-	2,856,881	-			
(款)回収金等収入	2,930,950	-	103,599	-	2,827,350	-	2,930,950	-	2,900,218	-	101,453	-	2,798,765	-	2,900,218	-	2,856,881	-	100,303	-	2,756,578	-	2,856,881	-			
(項)貸付金等回収金収入	2,930,950	-	103,599	-	2,827,350	-	2,930,950	-	2,900,218	-	101,453	-	2,798,765	-	2,900,218	-	2,856,881	-	100,303	-	2,756,578	-	2,856,881	-			
(目)独立行政法人日本学生支援機構貸付金債権	2,930,950	-	103,599	-	2,827,350	-	2,930,950	-	2,900,218	-	101,453	-	2,798,765	-	2,900,218	-	2,856,881	-	100,303	-	2,756,578	-	2,856,881	-			
(部)雑収入	61	0	22	38	-	39	22	-	110	41	12	56	-	98	12	-	84	21	0	61	-	83	0	-			
(款)国有財産利用収入	2	-	2	-	-	2	-	-	0	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(項)国有財産貸付収入	2	-	2	-	-	2	-	-	0	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(目)物件使用料債権	2	-	2	-	-	2	-	-	0	-	0	-	-	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(款)諸収入	58	0	19	38	-	39	19	-	110	41	11	56	-	98	11	-	84	21	0	61	-	83	0	-			
(項)弁償及返納金	55	0	19	35	-	35	19	-	107	41	11	53	-	95	11	-	81	21	0	58	-	80	0	-			
(目)留学費用償還金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(目)返納金債権	22	0	19	2	-	2	19	-	73	41	11	20	-	62	11	-	48	21	0	25	-	47	0	-			
(目)利得償還金債権	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(目)損害賠償金債権	33	-	-	33	-	33	-	-	33	-	-	33	-	33	-	-	33	-	-	33	-	33	-	-			
(項)雑入	3	-	-	3	-	3	-	-	3	-	0	3	-	3	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-			
(目)延滞金債権	3	-	-	3	-	3	-	-	0	-	0	3	-	3	0	-	3	-	-	3	-	3	-	-			
合計	2,931,011	0	103,622	38	2,827,350	39	2,930,972	-	2,900,329	41	101,465	56	2,798,765	98	2,900,231	-	2,856,966	21	100,304	61	2,756,578	83	2,856,882	-			

※計数はそれぞれ単位未満切り捨てによっているため、端数において合計とは合致しないものがある。

令和3年度

## 不納欠損額の内訳

文部科学省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）			1	882	1	882	(目) 返納金債権 882
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）			11	140,645	11	140,645	(目) 返納金債権 140,645
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）			11	140,645	11	140,645	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

令和4年度

## 不納欠損額の内訳

文部科学省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分の停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）			1	14	1	14	(目) 返納金債権 14
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）			1	14	1	14	
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							

令和5年度

## 不納欠損額の内訳

文部科学省所管  
一般会計

(単位：千円)

区分	本年度発生債権分		前年度以前発生債権分		計		備考
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第1号の規定によるもの（免除）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第2号の規定によるもの（消滅時効の完成）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第3号の規定によるもの（滞納処分停止）							
歳入徴収官事務規程 第27条第1項第4号の規定によるもの（みなし消滅）			2	40,340	2	40,340	
債権管理事務取扱規則 第30条第1号の規定によるもの（消滅時効が完成し、かつ、援用の見込み）			1	16	1	16	(目) 損害賠償金債権 16
債権管理事務取扱規則 第30条第2号の規定によるもの（法人の清算が終了）							
債権管理事務取扱規則 第30条第3号の規定によるもの（債務者死亡後債務について限定承認があった場合において、相続財産の価額が強制執行費用等を超えない見込み）							
債権管理事務取扱規則 第30条第4号の規定によるもの（破産法等の規定により債務者が免責）			1	40,323	1	40,323	(目) 返納金債権 40,323
債権管理事務取扱規則 第30条第5号の規定によるもの（債権の存在について法律上争いがある場合において、法務大臣が勝訴の見込みがない旨決定）							